平成２３年（フ）第５７４号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1147番地７
債務者　濱﨑　　隆
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９７号
千葉市中央区院内１丁目11番９号
債務者　中田千賀子
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６２８号
千葉市美浜区真砂３丁目17番２棟506号
債務者　古川　　広
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６３２号
千葉県市原市青葉台７丁目３番地122
債務者　丹羽　征洋
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６４１号
千葉県八千代市八千代台南３―23―２　フログラントオリーブ202号、住民票上の住所千葉県銚子市小長町738番地の１
債務者　花香　　一
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６５０号
千葉県市川市市川４丁目13番２―201号　シティ国府台
債務者　伊藤　知幸
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６５３号
千葉県船橋市二和西１丁目７番86号
債務者　宮平千代子
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９号
千葉県市川市北方町４丁目1780番地８
債務者　鈴木　幸枝
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１７号
千葉県市川市南行徳１丁目22番６号　アサワコーポ102号
債務者　熊野シズヱ
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６０８号
兵庫県姫路市家島町坊勢183番地１
債務者　小林　　實
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９８１号
宮城県岩沼市里の杜２丁目１番１号　里の杜住宅４―２号
債務者　八木久四郎
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９９２号
仙台市泉区市名坂字東裏29番地の１　レックス本郷通り貳番館601、従前の住所岩手県大船渡市猪川町字前田15番地１
債務者　猪股　俊広
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２５号
宮城県宮城郡利府町しらかし台３丁目１番地９
債務者　逸見　　聡
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
秋田市広面字糠塚54番地１　第２秀明荘102号
債務者　佐藤　一也
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５号
秋田市濁川字堀尾田１番地125
債務者　垣内　　恵
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８９号
福島県西白河郡矢吹町弥栄434番地３、前住所福島県西白河郡矢吹町弥栄434番地
債務者　影山　広明
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福島地方裁判所白河支部破産係